

災害事例

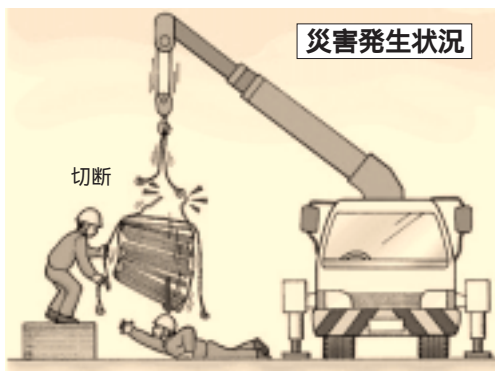
移動式クレーンで荷の玉掛けを行うため荷の下に入った労働者が落下した荷の下敷きとなる

【災害の概要】

工事の種類：道路建設工事業

災害の種類：飛来・落下

被災者：1人（死亡）



【工事概要】

この災害は、コンクリートパネル（以下「コンパネ」という）を移動式クレーン（吊り上げ荷重5トン未満）に積み込む作業中に発生した。

災害発生当日、道路改修工事の現場において、被災者他1名は、径3mmの番線で2箇所を固縛した使用済みのコンパネ（重量約820kg）に移動式クレーンを横付けし、積み込む作業を開始した。

作業場所には、コンパネの反対側の側面に、角材と鋼管の束がコンパネに接して山積みされていたため、玉掛け作業の邪魔になり、コンパネの下に吊りチェーンを通すことができなかった。

被災者は、コンパネの2箇所を固縛してあった番線に、それぞれ吊りチェーンの両端のフックを掛け、これを移動式クレーンのフックに掛け、荷を一旦、50cm程吊り上げた。

その後、コンパネの中央に玉掛けするため、別の吊りチェーンをコンパネの中央に掛け渡して荷の両側に垂らし、被災者が移動式クレーン側からコンパネの反対側側面に垂れ下が

った吊りチェーンの先端を引き出すため、吊り上げたコンパネの下に首あたりまで潜り込んだ。

この時、吊りチェーンを両端に掛けしていた番線が荷重に耐えきれず切断し、被災者の頭部にコンパネが落下し被災した。

【災害発生原因】

- 1 移動式クレーンの玉掛けの業務において安全管理がなされていなかったこと。
地切りを行う際に、荷を結束している強度が不十分な番線に吊りチェーンのフックを掛けて玉掛け作業を行わせたこと。
地切りした吊荷の玉掛けを行う際に、吊荷の奥側に垂らした吊りチェーンを吊荷の手前側から引き出すために吊荷の下に入ったこと。
- 2 吊り上げ荷重が5t未満の移動式クレーンの運転の業務を無資格者に行わせたこと。
- 3 一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業について、作業手順及び作業方法を定めていなかったこと。
- 4 労働者に対する安全衛生教育が徹底されていなかったため、吊荷の下に入る等の不安全行動を行ったこと。

【再発防止対策】

- 1 移動式クレーンの運転業務及び玉掛けの業務には、資格を有する労働者を就かせること。
- 2 荷を吊り上げる際には、十分な強度を有する吊り具又は箇所に玉掛けをすること。
- 3 地切りをした荷に玉掛けをする際には、荷の下に労働者を立入らない作業方法により行うこと。
- 4 移動式クレーンでの作業及び一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業を行う際には、作業手順及び作業方法を定め、作業開始前に関係労働者に周知徹底を図ること。
- 5 予め移動することの明らかな仮設資材等を仮置きするときには、移動する資材と付近に仮置きした資材にある程度の間隔をとり、容易に玉掛けができるようにしておくこと。
- 6 労働者に対して安全衛生教育を徹底し、現場での不安全行動を排除すること。